

日本学術振興会ご説明資料

- 研究活動における不正行為への日本学術振興会の対応（予防的対応と事後対応）
の現状と課題
- 日本学術会議と共同作成中の研究倫理に関する教材開発の現状とその内容

1 日本学術振興会の対応

- 研究不正 ⇒ 科学の冒涇、(日本の)科学への不信 ⇒ 多大なマイナスに
- 科研費のファンディングにおける対応 ⇒ 学術振興のための対応
 - ・ 研究費の交付や説明会における注意喚起や事後的なペナルティ。
 - ・ 最近の動き、H26ガイドラインの改正を受けた、より適切な対応。

2 留意すべき点

① 不正事案の背景

- 知らなかった、未熟だった、以前は大丈夫だった。不正の原因の3割はミス、認識不足。
- 任期付き、評価システムなどの環境の変化。不正の原因の2割は業績、競争。
- 規制の強化よりも、改めて研究や論文の作法を含めた教育・研修が必要。
 - ・ 全分野を通じたテキスト。研究倫理の総論、計画段階、研究段階、論文段階(データ、ノート、利益相反、個人情報、オーサiership、FFP、二重投稿、ピアレビュー、共同研究での権利と責任・・・)。
- e-learning 化して科研費を受ける際には何らかの受講を義務化。

② 冷静な対応

- エスカレートする動きに対する心配。
- 研究の萎縮 ⇒ 人材が来なくなる ⇒ 科学技術立国への悪影響

- 科研費8万件の交付・・・不正の発生は数件の発生率。
- 一方で目に余るとの声も。「不正」か「科学的に見ると不十分な研究」かの区別が重要。
 - ・ 不正ならイコール厳しいペナルティ。研究者にとって死刑に近い。
- 分野による違いあり。各学会が冷静で科学的・合理的な対応として、何が不正か、写真の扱いにおける注意などを含め具体的に示し、専門研修も行うべき。
- 不正FFPの概念の解釈も厳格化が必要。研究者にとっての刑法と同じ。
 - ・ 刑法学的平等性も慎重に考慮すべき。
- 第三者機関は必要か？

3 重要な方向性

- 相対的な日本の研究力の低下 ⇒ 科学技術立国として復権が必要
 - ・ 自由闊達な研究環境、優れた人材の育成が必要。
 - ・ 上からの規制ではなく、研究者コミュニティ自身による自律。これを促す第三者機関か政策。
- イノベーションの持続的な創出のために
 - ・ 核となる革新的シーズを多数創出することが不可欠。大学の最大の役割である多様で独創的な基礎研究の縮小を懸念。（経産省の産業構造審議会の小委員会の報告）
 - ・ その要因として、競争的環境、選択と集中、少なくなる研究時間。
 - ・ 大学の全体的な疲弊 ⇒ 解消が必要（予算面、政策面）